

# ■住民監査請求の手引き

## 1 住民監査請求とは？

住民監査請求は、奥州市民の方が監査委員に対し、市長や市の職員等の違法又は不当な「財務会計上の行為又は怠る事実」についての監査を求め、その防止や是正などの必要な措置を講じることを求めるものです。（地方自治法第242条）

この制度は、市民の方の請求とこれに基づく監査により、違法又は不当な行為を止めさせたり、改めさせたり、これによって生じた損害を回復させることによって、奥州市の財政面における適正な運営を確保し、市民全体の利益を擁護することを目的としています。

## 2 住民監査請求の対象

住民監査請求をすることができるのは、市長や市の職員等に、次にあげる違法又は不当な「財務会計上の行為又は怠る事実」があり、市の財政に損害を与える場合です。

### (1) 財務会計上の行為

違法又は不当な

- ① 公金の支出（補助金の支出など）
- ② 財産の取得、管理、処分（市有地の取得や売却など）
- ③ 契約の締結、履行（工事請負契約の締結など）
- ④ 債務その他の義務の負担（借入れなど）

※ 上記①から④の行為が行われることが相当の確実さで予測される場合も、住民監査請求をすることができます。

### (2) 財務会計上の怠る事実

違法又は不当に

- ① 公金の賦課、徴収を怠る事実（市税の徴収など）
- ② 財産の管理を怠る事実（市有地や市の債権の保全管理など）

※ なお、上記行為のあった日又は終わった日から1年以上経過している場合（(2)を除く。）には、正当な理由がない限り、住民監査請求をすることはできません。

## 3 住民監査請求の要件、方法

(1) 住民監査請求は書面により行うことになっています。

住民監査請求を行う事項について、その要旨を記載した請求書（記載例参照）を作成していただきます。

(2) 請求の際には、違法又は不当とする行為の事実を証明する書面（事実証明書）を添付することが必要です。

（事実証明書の例：新聞記事、行政文書開示請求などで取り寄せた文書など）

#### 4 住民監査請求をすることができる方は？

奥州市内に住所を有する方（法人を含む。）です。  
また、一人でも複数でも行うことができます。

#### 5 外部監査人による監査とは？

監査委員による監査ではなく、外部監査人（例えば弁護士、公認会計士など）による監査を求めることもできます。（地方自治法第252条の43）

この場合、請求される方は、外部監査人による監査を求める理由を示していただく必要があります。

なお、外部監査人による監査を行うかどうかは、監査委員が請求内容などから判断します。外部監査人による監査が相当であると認めた場合には、議会の議決を得て、外部監査人と個別外部監査契約を締結したうえで実施されます。

#### 6 請求書の提出先

請求書の受付は、奥州市監査委員事務局で行っています。請求される方は、請求書を監査委員事務局へ直接お持ちいただくか、郵送してください。

※ファックスや電子メールでの受付はできません。

提出先：奥州市監査委員事務局

電 話：0197-34-1751（直通）

住 所：〒023-8501

奥州市水沢大手町一丁目1番地 （奥州市役所5階）

## 7 請求書の記載方法

※ 記載例 1 (地方自治法施行令第172条、同法施行規則第13条)

<p>奥州市職員措置請求書</p>
<p>〇〇に関する措置請求の要旨</p> <p>※〇〇には、請求の対象とする執行機関名（奥州市長、委員会、委員）又は職員名を記載してください。</p>
<p>1 請求の要旨</p> <p>次の事項について、わかりやすく簡潔に記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 誰が（請求の対象とする執行機関又は職員）</li><li>・ いつ</li><li>・ どのような財務会計上の行為又は怠る事実があるか</li><li>・ その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか</li><li>・ その行為により、どのような損害が奥州市に生じているのか</li><li>・ どのような措置を請求するのか</li><li>・ 財務会計上の行為から1年経過後に請求する場合は、その正当な理由</li></ul>
<p>2 請求者（請求人が複数の場合、代表者を定め連署する。）</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>奥州市監査委員 宛</p>

※ 請求書は、縦書きでも差し支えありません。

※ 請求の際には、違法又は不当とする行為の事実を証明する書面（事実証明書）を添付することが必要です。

※ 氏名は、自署（視覚障がい者の方が、公職選挙法施行令別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）してください。

※ 記載例 2 (外部監査人による監査を求める場合)

(地方自治法施行令第174条の49の41、同法施行規則第17条の14)

奥州市職員措置請求書

に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

※外部監査人による監査を特に必要とする理由を記載してください。

3 請求者 (請求人が複数の場合、代表者を定め連署する。)

住所

氏名

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、同法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

年 月 日

奥州市監査委員 宛

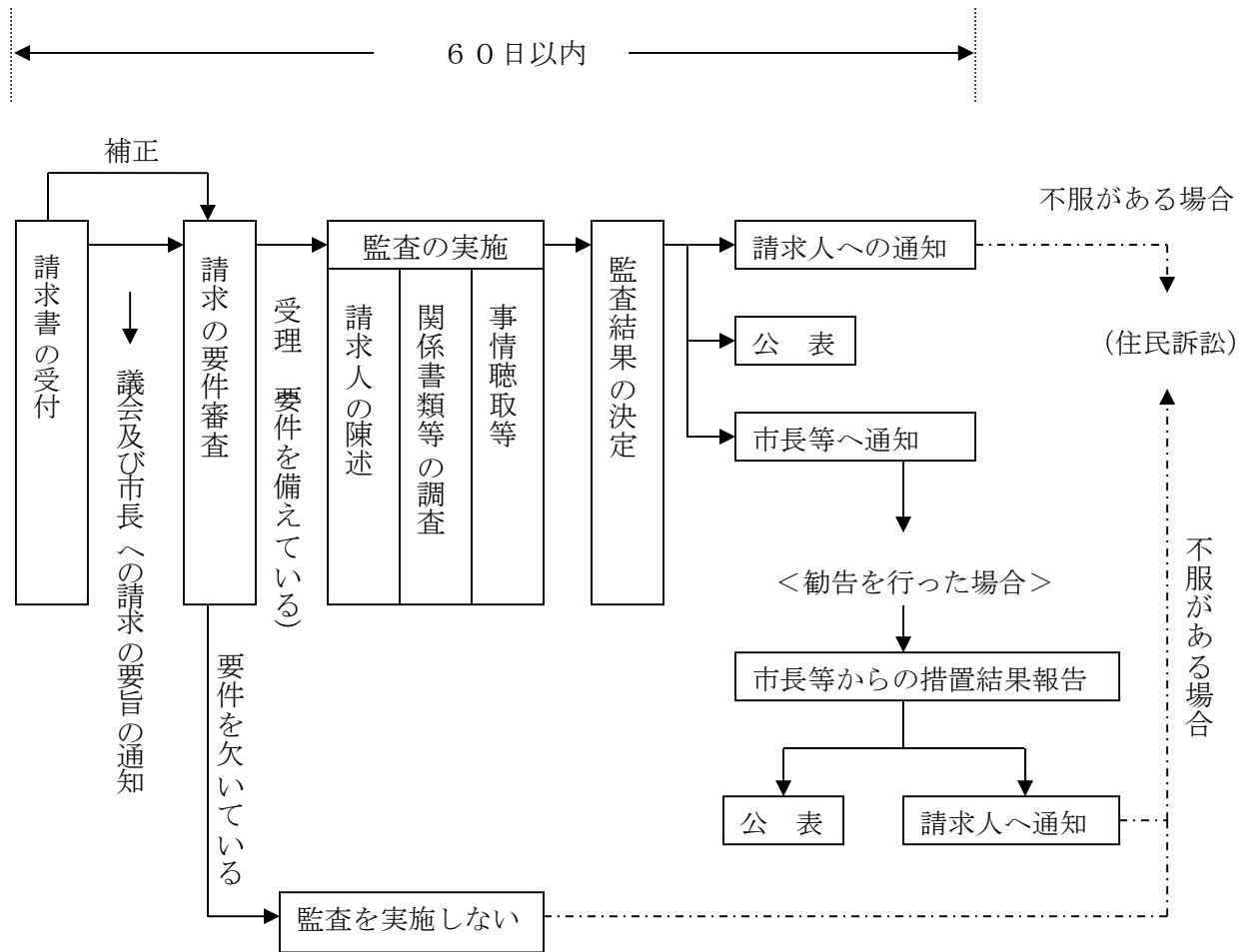
※ 請求書は、縦書きでも差し支えありません。

※ 請求の際には、違法又は不当とする行為の事実を証明する書面（事実証明書）を添付することが必要です。

※ 氏名は、自署（視覚障がいの方が、公職選挙法施行令別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）してください。

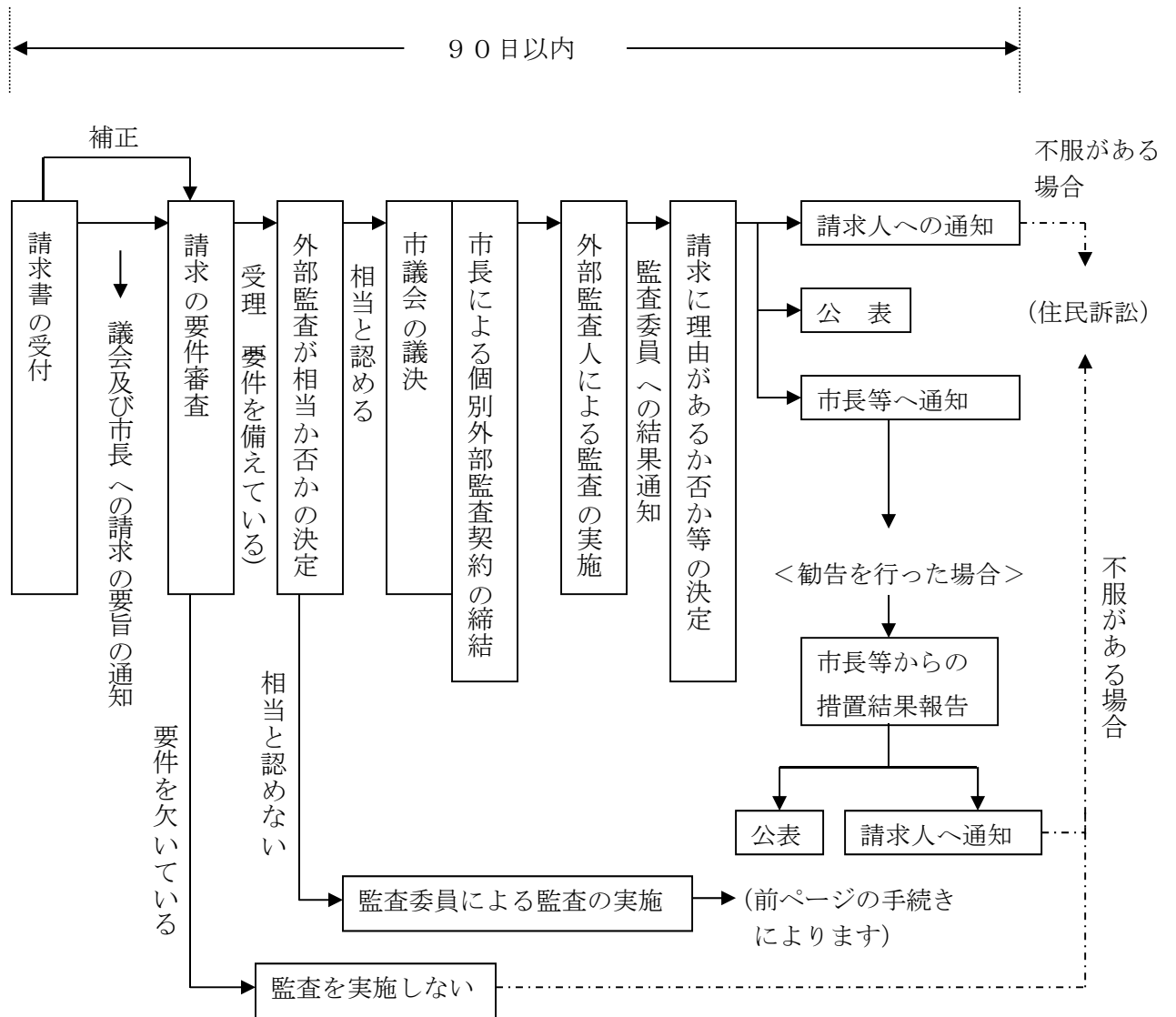
## 8 住民監査請求の手続きの流れについて

請求書を受け付けた以降については、次のような流れになります。



- 1 要件審査は、住民監査請求の対象事項が奥州市の財務会計上の行為であるか否か、請求人が市内に居住しているかどうかなどについて行います。
- 2 「監査を実施しない」とは、訴訟上の「却下」に該当するものです。
- 3 住民訴訟については、出訴期間が定められています（地方自治法第242条の2）。

なお、外部監査人による監査を求める場合は、次のとおりです。



(注) 請求人の陳述は、外部監査人が実施します。

## 9 監査結果に不服があるとき

監査結果などに不服があるときは、盛岡地方裁判所に住民訴訟を提起できます。(地方自治法第242条の2)

※住民訴訟の対象事項は、「違法な」行為又は怠る事実に限られています。

なお、住民訴訟を提起できる期間には、次のとおり制限がありますので、ご注意ください。

	不服内容	期限
1	監査結果や勧告に不服がある場合 (監査を実施せず、請求を却下されたことに不服がある場合も含みます。)	監査結果などの通知があった日から30日以内
2	勧告に対する市長や職員等の措置に不服がある場合	措置結果についての監査委員からの通知があった日から30日以内
3	監査請求の日から60日(個別外部監査を実施した場合は90日)を経過しても、監査委員が監査又は勧告を行わない場合	60日(90日)を経過した日から30日以内
4	勧告を受けた市長や職員等が、必要な措置を講じない場合	勧告に示された措置期限を経過した日から30日以内

◆ 請求書を提出する前にご確認ください。

項目	確認事項	チェック
表題	・表題が「奥州市職員措置請求書」と記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
件名	・件名が「〇〇に関する措置請求の要旨」と記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
請求の要旨	・請求の対象となる執行機関又は職員名が記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
	・請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実は特定されていますか。	<input type="checkbox"/>
	・その財務会計上の行為又は怠る事実が違法又は不当である理由は具体的に記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
	・その財務会計上の行為又は怠る事実の結果として、どのような損害が市に発生しているか、又は発生するおそれがあるかが具体的に記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
	・その財務会計上の行為又は怠る事実に対して、どのような措置を求めるかが具体的に記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
請求期限	・その財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年を経過していませんか。	<input type="checkbox"/>
	・1年を経過している場合、経過して請求することの正当な理由が記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
請求者	・住所及び氏名は記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
	・住所は奥州市内ですか。	<input type="checkbox"/>
	・氏名は自署されていますか。	<input type="checkbox"/>
添付書類	・違法又は不当とする行為の事実を証明する書面（事実証明書）は添付されていますか。	<input type="checkbox"/>
その他	・「地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。」など、請求の根拠条項は記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
	・請求年月日は記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
	・宛名が「奥州市監査委員宛」と記載されていますか。	<input type="checkbox"/>